

「仮想通貨関係情報の管理体制の整備に関する規則」の一部改正について（案）

2020年3月19日

（下線部分変更）

改正案	現行
<p>暗号資産交換業に係る暗号資産関係情報の管理体制の整備に関する規則</p> <p>第1章 総則 （目的） 第1条 本規則は、<u>会員が行う暗号資産の交換等に係る取引について、暗号資産関係情報を利用した不公正な取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、会員における暗号資産関係情報の管理体制等の整備を図ることを目的とする。</u></p> <p>（定義） 第2条 本規則において、「暗号資産関係情報」とは、<u>会員が取り扱う又は取り扱おうとする暗号資産又は当該会員に関する未公表（当該会員の行う取引の利用者（以下「利用者」という。）の全てが容易に知りうる状態に置かれていないことをいう。）の重要な情報であって、利用者の暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるものをいう。</u></p> <p>2 本規則における「情報取得者」とは、<u>利用者からの申告又は会員が入手した情報により、暗号資産関係情報を保有する者として特定された者をいう。</u></p> <p>（削除）</p>	<p>仮想通貨関係情報の管理体制の整備に関する規則</p> <p>第1章 総則 （目的） 第1条 本規則は、<u>会員が業務上取得する重要な情報に関して、当該情報を利用した不適正な取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、会員における仮想通貨関係情報の管理態勢等の整備を図るとともに、会員が取り扱う仮想通貨の内部関係者のみが知り得る重要な情報を利用した不適正な取引を未然に防止することによって、もって、仮想通貨市場の公正性及び利用者保護を図ることを目的とする。</u></p> <p>（定義） 第2条 本規則における「仮想通貨関係情報」とは、<u>会員が現に取り扱い又は新規に取り扱う仮想通貨（仮想通貨の指数を含む。以下同じ。）に関する公表されていない会員及び他の仮想通貨取扱業者（国内外、登録の有無を問わず、仮想通貨関連取引を事業として行う者をいう。以下同じ。）並びに次項で定義する内部者に係る重要な情報であって、会員の利用者の当該仮想通貨に係る取引判断（取引の対象となる仮想通貨の種類、数及び価格並びに売買又は交換の別、方法及び時期についての判断又は証拠金取引の内容及び時期についての判断をいう。）に著しい影響を及ぼすと認められる情報をいう。</u></p> <p>2 本規則における「内部者」とは、<u>会員が取り扱う仮想通貨に関し、会員が業務上知り得る範囲の情報に照らして、次の各号に掲げる者であると判断される者をいう。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>当該仮想通貨の発行者及び管理者</u> (2) <u>前号の者の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項に定める意味をいう。）</u> (3) <u>前二号に掲げる者の主要株主</u> (4) <u>第1号及び第2号に掲げる者の役員</u> (5) <u>前号に掲げる者でなくなった後1年以内の者</u>

<p>3 <u>本規則における「情報管理部門」とは、会員が取得した暗号資産関連情報を統括して管理する部門（暗号資産関連情報を営業所又は事務所ごとに行う場合には、その責任者）をいう。</u></p> <p>4 <u>本規則における「受注管理部門」とは、「暗号資産交換業に係る受注管理体制の整備に関する規則」第3条第1項に定める受注管理部門をいう。</u></p> <p>5 <u>本規則における取引審査部門とは、「暗号資産交換業に係る不正取引等の防止に関する規則」第3条に定める取引審査部門をいう。</u></p> <p>第2章 暗号資産関係情報の管理 (情報管理部門の設置等)</p> <p>第3条 <u>会員は、情報管理部門を設置し、同部門に適切な人員を配置しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2 <u>会員は、暗号資産関連情報が適切に扱われるように、当該情報に接する全部門に属する役職員に対し、適宜、教育研修及び業務指導等の実施に努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>会員は、情報管理部門並びにその担当役員を、暗号資産交換業に関わる営業部門及び「暗号資産交換業に係る受注管理体制の整備に関する規則」第3条に定める受注管理部門から独立させるものとする。</u></p> <p>(社内規則の制定等)</p> <p>第4条 <u>会員は、その業務に関して取得した暗号資産関係情報の不適切な利用を防止するため、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>暗号資産関係情報に該当し得る情報の類型及び範囲</u></p> <p>(2) <u>暗号資産関係情報を取得した際の手続に関する事項</u></p> <p>(3) <u>暗号資産関係情報を取得した者における暗号資産関係情報の管理に関する事</u></p>	<p>(6) <u>第4号に掲げる者の配偶者及び同居者</u></p> <p>(7) <u>第1号及び第2号に掲げる者の従業者</u></p> <p>(新設)</p> <p>第2章 仮想通貨関係情報の管理 (情報管理規則)</p> <p>第3条 <u>会員は、その業務に関して取得した仮想通貨関係情報を統括して管理する部門（仮想通貨関係情報の管理を営業所又は事務所ごとに行う場合はその責任者。以下「情報管理部門」という。）を設置しなければならない。</u></p> <p>2 <u>会員は、その業務に関して取得した仮想通貨関係情報を管理する業務（以下「情報管理業務」という。）に携わる役職員の業務適性を確認し、かつ、適切な人員を情報管理部門に配置しなければならない。</u></p> <p>3 <u>会員は、情報管理業務が適切に行われるように、当該業務に従事する役職員に対し、適宜、教育研修及び業務指導等の実施に努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>会員は、情報管理部門並びにその担当役員を、仮想通貨関連取引に係る業務を行っている部門のうち、業務上、仮想通貨関係情報を取得する可能性が高い部門及び「受注管理体制の整備に関する規則」第3条に定める受注管理部門から独立させるものとする。</u></p> <p>(社内規則の制定)</p> <p>第4条 <u>会員は、その業務に関して取得した仮想通貨関係情報の管理に関し、その情報を利用した不正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>仮想通貨関係情報を取得した際の手続に関する事項</u></p> <p>(2) <u>仮想通貨関係情報を取得した者における情報管理手続に関する事項</u></p>
---	--

<p>項</p> <p>(4) <u>情報管理部門の情報管理手続に関する事項</u></p> <p>(5) <u>暗号資産関係情報の伝達手続に関する事項</u></p> <p>(6) <u>暗号資産関係情報の抹消手続に関する事項</u></p> <p>(7) <u>禁止行為に関する事項</u></p> <p>(8) <u>その他会員が必要と認める事項</u></p> <p>2 会員は、前項に定める社内規則及び本規則の内容を遵守し、適正かつ確実に情報管理業務を実施するための社内管理体制を構築しなければならない。</p> <p>(暗号資産関係情報の取得時の取扱い等)</p> <p>第5条 会員は、役職員がその業務に関して暗号資産関係情報を取得したときは、直ちに、当該役職員をして情報管理部門に報告させなければならない。</p> <p>2 前項の規定により報告を受けた情報管理部門は、当該役職員に対する当該暗号資産関係情報の管理等に関する必要な指示その他当該暗号資産関係情報の適切な情報管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(暗号資産関係情報の管理)</p> <p>第6条 会員は、その業務に関して取得した暗号資産関係情報を管理するための記録簿を作成し、保管しなければならない。</p> <p>2 会員は、その業務に関して取得した暗号資産関係情報が記載された書類について、他の部門から隔離して管理する等、当該暗号資産関係情報が業務上不必要な役職員に伝わらないよう適切に管理しなければならない。</p> <p>3 会員は、その業務に関して取得した暗号資産関係情報が記載された電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、当該暗号資産関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう適切に管理しなければならない。</p> <p>(暗号資産関係情報の第三者への伝達等)</p> <p>第7条 会員の役職員は、自己または第三者の利益を図ることを目的として、その業務に関して取得した暗号資産関係情報を、第9条に基づいて利用者に公表する以外の方法により、第三者に伝達又は利用してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会員の役職員は、業務の適正かつ確実な遂行に必要な場合には、<u>情報管理部門における責任者の承諾を得た上で、当該暗号資産関係情報を第三者に伝達し又は利用することができる。</u></p> <p>3 会員は、前項に基づき、業務上、第三者との間で暗号資産関係情報を共有しなければならない場合には、当該第三者との間で暗</p>	<p>(3) <u>情報管理部門の明確化及びその情報管理手続に関する事項</u></p> <p>(4) <u>仮想通貨関係情報の伝達手続に関する事項</u></p> <p>(5) <u>仮想通貨関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項</u></p> <p>(6) <u>禁止行為に関する事項</u></p> <p>(7) <u>その他会員が必要と認める事項</u></p> <p>2 会員は、前項に定める社内規則及び本規則の内容を遵守し、適正かつ確実に情報管理業務を実施できる体制を構築しなければならない。</p> <p>(仮想通貨関係情報の取得時の取扱い等)</p> <p>第5条 会員は、役職員がその業務に関して仮想通貨関係情報を取得したときは、直ちに、当該役職員をして情報管理部門に報告させなければならない。</p> <p>2 前項の規定により報告を受けた情報管理部門は、当該役職員に対する当該仮想通貨関係情報の管理等に関する必要な指示その他当該仮想通貨関係情報の適切な情報管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(仮想通貨関係情報の管理)</p> <p>第6条 会員は、その業務に関して取得した仮想通貨関係情報を管理するための記録簿を作成し、保管しなければならない。</p> <p>2 会員は、その業務に関して取得した仮想通貨関係情報が記載された書類について、他の部門から隔離して管理する等、当該仮想通貨関係情報が業務上不必要な役職員に伝わらないよう管理しなければならない。</p> <p>3 会員は、その業務に関して取得した仮想通貨関係情報が記載された電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、当該仮想通貨関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。</p> <p>(仮想通貨関係情報の伝達)</p> <p>第7条 会員の役職員は、その業務に関して取得した仮想通貨関係情報を、第9条に基づいて利用者に公表する以外の方法により、第三者に伝達してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会員の役職員は、業務上必要な場合には、<u>他の役職員又はその他の第三者に対して、当該仮想通貨関係情報の伝達を行うことができる。</u></p> <p>3 業務上、第三者との間で仮想通貨関係情報を共有しなければならない場合には、当該第三者との間で仮想通貨関係情報の漏えいを防止するための取り決めを図</p>
--	--

<p>号資産関係情報の漏えいを防止するための取り決めを図り、その適切な運用管理に努めなければならない。</p> <p>(暗号資産関係情報の抹消等)</p> <p>第8条 会員は、管理している暗号資産関係情報が公表された場合等、当該情報を抹消すべき状態にないかを定期的に確認しなければならない。</p> <p>2 会員は、管理している暗号資産関係情報が公表された場合又は当該情報に係る事象が発生しないことが明らかとなった場合その他暗号資産関係情報を抹消することが適当と客観的かつ合理的に判断できる場合には、当該暗号資産関係情報を抹消することができる。</p> <p>3 会員は、管理している暗号資産関係情報の登録内容について変更がないか等、適宜の見直しを行うものとする。</p> <p>(暗号資産関係情報の利用者への公表)</p> <p>第9条 会員が管理している暗号資産関係情報を利用者に公表する場合には、その概要をホームページに掲載する方法その他全ての利用者が閲覧できる方法によりこれを公表しなければならない。</p> <p>2 会員は、利用者に配布する資料について、暗号資産関係情報の記載の有無を確認の上、その結果を記録し、保存しなければならない。</p> <p>(ニュース配信に関する留意事項)</p> <p>第10条 会員は、暗号資産に関するニュース配信サービスを提供する場合、情報管理部門による確認を経ずに暗号資産関係情報が配信されることを防止するために必要な体制を整備しなければならない。</p> <p>第3章 禁止事項</p> <p>(暗号資産関係情報の照会及び回答の禁止)</p> <p>第11条 会員の役職員は、暗号資産関係情報について不正な情報追求や詮索を行ってはならない。</p> <p>2 会員の役職員は、暗号資産関係情報について不正な情報追求や詮索を受けたときは、回答してはならない。</p> <p>3 会員の役職員は、前項の追求や詮索を受けた場合は、速やかに情報管理部門に報告しなければならない。</p> <p>(暗号資産関係情報を提供しての勧誘等の禁止)</p> <p>第12条 役職員は、利用者に対して暗号資産関係情報を提供又は利用して、暗号資産関連取引の勧誘をしてはならない。</p> <p>(自己売買の禁止)</p> <p>第13条 会員は、その業務に関して取得した暗号資産関係情報を利用して、自己の計算において暗号資産関連取引を行ってはならない。</p>	<p>り、その適切な運用管理に努めなければならない。</p> <p>(仮想通貨関係情報の抹消等)</p> <p>第8条 会員は、管理している仮想通貨関係情報が公表されているか等、当該情報を抹消する状態にないかを定期的に確認しなければならない。</p> <p>2 会員は、管理している仮想通貨関係情報が公表された場合又は当該情報に係る事象が発生しないことが明らかとなった場合その他仮想通貨関係情報を抹消することが適当と客観的かつ合理的に判断できる場合には、当該仮想通貨関係情報を抹消することができる。</p> <p>3 会員は、管理している仮想通貨関係情報の登録内容について適宜の見直し（一部抹消等）を行うものとする。</p> <p>(仮想通貨関係情報の利用者への公表)</p> <p>第9条 会員が管理している仮想通貨関係情報を利用者に公表する場合には、その概要をホームページに掲載する方法その他全ての利用者が閲覧できる方法によりこれを公表しなければならない。</p> <p>2 会員は、利用者に配布する資料について、仮想通貨関係情報の記載の有無を確認の上、その結果を記録し、保存しなければならない。</p> <p>(ニュース配信に関する留意事項)</p> <p>第10条 会員は、仮想通貨に関するニュース配信サービスを提供する場合、情報管理部門による確認を経ずに仮想通貨関係情報が配信されることを防止する態勢を整備しなければならない。</p> <p>第3章 禁止事項</p> <p>(仮想通貨関係情報の照会及び回答の禁止)</p> <p>第11条 会員の役職員は、仮想通貨関係情報について不正な情報追求や詮索を行ってはならない。</p> <p>2 会員の役職員は、仮想通貨関係情報について不正な情報追求や詮索を受けたときは、回答してはならない。</p> <p>3 会員の役職員は、第1項の追求や詮索を受けた場合は、速やかに情報管理部門に報告しなければならない。</p> <p>(仮想通貨関係情報を提供しての勧誘等の禁止)</p> <p>第12条 役職員は、利用者に対して仮想通貨関係情報を提供又は利用して、仮想通貨関連取引の勧誘をしてはならない。</p> <p>(自己売買の禁止)</p> <p>第13条 会員は、その業務に関して取得した仮想通貨関係情報を利用して、自己の計算において仮想通貨関連取引を行ってはならない。</p>
--	---

<p>2 会員の役職員は、その者の職務に関して知った暗号資産関係情報を利用して、自己の計算において暗号資産関連取引を行ってはならない。</p> <p>第4章 情報取得者に対する対応 (情報取得者登録)</p> <p>第14条 会員は、利用者からの申告又は会員が入手した情報により特定された情報取得者及び情報取得者である蓋然性が高いと認められる者(以下「情報取得者等」)について、当該者が情報取得者等である旨を利用者情報(「暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則」第7条第1項に定めるものをいう。)に記録しなければならない。</p> <p>(取引の報告等)</p> <p>第15条 会員は、情報取得者等から、当該情報取得者等が保有する又は保有する蓋然性が高いと認められる暗号資産関係情報に係る暗号資産に係る注文が行われた場合には、その内容を「暗号資産交換業に係る不正取引の防止に関する規則」第3条に定める取引審査部門(以下「取引審査部門」という。)に報告しなければならない。</p> <p>2 取引審査部門は、前項による報告を受けた場合には、情報取得者等による取引が、当該情報取得者等自身又は第三者の利益をを図ることを目的として暗号資産関係情報を利用した取引(以下「暗号資産関係情報利用取引」という。)に該当しないかを確認しなければならない。</p> <p>(取引の謝絶等)</p> <p>第16条 会員は、前条第2項の確認の結果、情報取得者の取引が暗号資産関係情報利用取引である又はそのおそれが高いと判断した場合には、当該利用者への注意喚起、当該取引に係る注文の謝絶、当該利用者との取引の停止など、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 会員の役職員は、その者の職務に関して知った仮想通貨関係情報を利用して、自己の計算において仮想通貨関連取引を行ってはならない。</p> <p>第4章 利用者管理 (内部者登録)</p> <p>第14条 会員は、次の各号に掲げるいずれかの方法をもって内部者を特定しなければならない。</p> <p>(1) 利用者から申告を受ける方法 (2) 会員が入手した情報により特定する方法</p> <p>2 会員は、特定した内部者の情報を利用者情報(「利用者の管理及び説明に関する規則」第7条第1項に定めるものをいう。)に記録しなければならない。</p> <p>(取引の報告等)</p> <p>第15条 会員は、内部者から、当該内部者に係る仮想通貨(以下「関係仮想通貨」という。)に係る仮想通貨関連取引(以下「関係仮想通貨取引」という。)の注文が行われた場合には、その内容を「不正取引の防止のための取引管理体制の整備に関する規則」第3条に定める取引検知部門(以下「取引検知部門」という。)に報告しなければならない。</p> <p>2 取引検知部門は、前項による報告を受けた場合には、内部者から当該仮想通貨関係取引が関係仮想通貨に関する仮想通貨関係情報に基づく取引ではないことその他取引の適正性について確認しなければならない。</p> <p>(取引謝絶)</p> <p>第16条 会員は、内部者による関係仮想通貨取引の注文が明らかに内部者取引(不正取引の防止のための取引審査態勢の整備に関する規則第5条第2項第4号に定めるものをいう。)であると認められる場合には、当該注文を受け付けてはならない。</p>
---	---